令３－４肢エ

第１　肢の結論

誤っている。

第２　事後収賄罪の成否

１．問題の所在

公務員であった者が，その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことに関し，退職後に賄賂を収受した。この場合，何罪が成立するか。

２．結論および理由

（１）結論

事後収賄罪（１９７条の３第３項）の構成要件に該当し，同罪が成立する。

したがって，肢は誤り。

（２）理由

確かに，賄賂を収受したのは，公務員退職後と考えられる。贈与を受けること自体は，取引上，自由である。したがって，犯罪が成立しないようにも思える。

しかし，不当である。仮に退職後であっても，不正な行為を行ったのである。

在職中の収受に限られるとすると，辞めてから，もらえばよいということとなり，国民の処罰感情に照らしても不当である。

そこで，処罰を行えるようにする必要がある。

賄賂罪の保護法益は，公務員に対する社会の信頼，および職務の公正である。

不正な行為を行った場合，法益侵害が生じているので，これを処罰する必要がある。

そこで，１９７条の３第３項は，在職中の請託を受けて行った不正な行為に対し，賄賂を収受した場合，事後収賄罪を設けて，処罰することとした。

なお，適法な行為を退職後対象外としたのは，退職後，権限がないものに賄賂をわたしても，得るものがない。したがって，処罰とするまでもないと考えられたと思われる。

以上